

自動車リサイクル法登録申請添付書類一覧表（フロン類回収業） （新規・更新）

《申請に当たって》

- 1 窓口は岡崎市役所福祉会館5階です。
- 2 申請手数料は現金で即日納付（新規：5,000円・更新：4,000円）となりますので、忘れずにご持参ください。
※納付先は、岡崎市役所指定金融機関出張所（岡崎市役所東庁舎3階）になります。
- 3 郵送での受付は行っておりませんので、窓口へ直接お越しください。
- 4 申請に必要な部数は、正本（提出用）と副本（申請者控え）として2部必要となります。
なお、副本については、コピーで差支えありません。
- 5 住民票・登記事項証明書などの公的機関から発行された証明書は、原本かつ発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
- 6 申請書等の日付は、窓口で書類を受領する際に記載していただきます。
- 7 No.2の書類を揃えることが難しいという場合には、廃棄物対策課監視班（23-6831）までご相談ください。

平成24年10月18日更新

No.	内 容	添 付 書 類	CHECK
1	業を行おうとする事業所の施設に関する書類	事業所付近の見取図	
		使用済自動車の保管場所の配置図	
2	フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類（所有権を有しない場合には使用する権原を有することを証する書類） （①、②のいずれかの書類）	①、 <u>所有権を有する場合</u> 購入証明書、購入契約書、納品書等の写し ②、 <u>所有権を有しない場合</u> 使用契約書、共同使用規定書、管理要領書等の写し	
3	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	フロン類回収設備の取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し	
4	申請者の氏名又は名称及び所在地並びに代表者及び役員に関する書類	法 法人に関する登記事項証明書（履歴事項全部証明書など）	
		個人 次に掲げる者の、 <u>本籍記載のある住民票の写し</u> （外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する <u>国籍等の記載のあるものに限る。</u> ） ① 申請者 ② 申請者が未成年である場合は、法定代理人 ※ <u>法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書など）</u>	
5	法56条第1項各号で定める欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面	誓約書	